

《鳴門市農業委員会 4月総会 議事録》

開催日時 平成31年4月26日（金） 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子
7番	柴田 精治	8番	谷口 清美	10番	中井 弘
12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規	14番	林 博子
15番	板東 幸雄	16番	藤本 詳治	17番	増金 義文
18番	松村 多美子	19番	向 栄治	20番	八木 健治

欠席委員 9番 手塚 弘二 11番 仲須 眞理

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	
	所有権移転	1件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
②農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	3件
③非農地証明願について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から平成31年4月の農業委員会を開会いたします。

会に先立ちまして、事務局の人事異動で、石堂の後任としまして新たに松田主事が新採用職員として配属されましたので、松田より一言挨拶をいたします。

事務局主査 はじめまして。この度、新採用職員として農業委員会に配属になりました、松田季子と申します。これから農業についてしっかり勉強したいと思います。よろしくお願いたします。

事務局長 それでは、開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告いたします。

それではこの後の進行につきましては、谷口会長様にお願いたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は10番中井委員、12番長谷目委員にお願いたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。

『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。
 続きまして、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 の審議に入ります。

 まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>
 ・申請番号1、2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
 まず申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

事務局係長 地元委員の手塚さんが欠席のため、意見を伺っておりますのでお伝えさせていた
 だきます。

 申請地は板東幼稚園から南へ約600mの位置にある農地で、譲受人の●●さんの
 所有地と隣接した農地となっています。

 譲受人の●●さんは、水稻、野菜、果樹の栽培を行っており、取得後については
 所有地と一帯管理を行い、果樹・野菜を栽培する計画です。

 農地の効率的な利用が図られることから、この申請につき、許可しても問題無い
 と考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
 申請番号1番について採決いたします。
 許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。
 次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

八木委員 20番。●●さんと▲▲さんは親子ですので、使用貸借については何も問題ないと
 考えます。よろしく申し上げます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
 申請番号2番について採決いたします。
 許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 申請番号2番につきましては、譲渡人の●●さんがお亡くなりになっているということで、今回は取り下げとさせていただきます。
<4. 農地法第5条の規定による許可申請について 3件>
・申請番号1、3、4について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんお願いします。

事務局係長 地元委員の手塚さんが欠席のため、事前にご意見をお預かりしましたので代読いたします。
申請地は、ドイツ村公園の南東にある農地です。借人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、整地・転圧を行い、施設周囲には既設のコンクリート壁と新設するフェンスにより被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、ドイツ村公園の南東約120mに位置する農地であり、周囲を鳴門池田線、徳島北灘線と山林で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。
譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。
業計画では、太陽光発電パネルを292枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。
本設備は平成30年12月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受け

ており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成 30 年 12 月になされております。

事業計画では、整地・転圧を行い、施設周囲には既設のコンクリート壁と新設するフェンスにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号 1 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

濱堀委員 質問です。太陽光発電の場合、農業会議の方に別の書類を確認してもらおうといったことが必要ではなかったでしょうか。

事務局係長 駐車場、資材置き場に転用の際に、後々太陽光発電になってしまわないように、確認が必要になりました。

濱堀委員 わかりました。ありがとうございました。

谷口会長 それでは申請番号 1 番については原案どおり承認することといたします。
続きまして、申請番号 2 番の案件については取り下げられておりますので、申請番号 3 番の案件について地元委員さんより、ご意見をお願いします。

大西副会長 1 番。申請地は、旧北灘西小学校の北西に位置する農地です。
譲受人は、申請地北側に住んでおり利便性が良いため駐車場として利用していました。今回所有権移転手続きを行うにあたり、農地法の手続きを経ずに駐車場として利用していたことが判明しました。
このため、譲渡人に無断転用による指導を行い、譲渡人より始末書の提出を受けております。
他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、許可しても問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、旧北灘西小学校の北西約 180m に位置する農地であり、周囲を住宅地

に囲まれた 10ha 未満の広がりのない農地であり、第 2 種農地に該当します。

譲受人は、申請地北側に住んでおり利便性が良いとの理由で申請地を駐車場の一部として利用していました。今回所有権移転手続きを行うにあたり、農地法の手続きを経ずに駐車場として利用していたことが判明しました。

このため、譲渡人に無断転用による指導を行い、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書の提出を受けております。

他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号 3 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 3 番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号 4 番の案件について地元委員さんよりご意見を申し上げます。

向委員

19 番。申請地は、鳴門北インターの北にある農地です。借人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地・転圧を行い、施設周囲にはフェンスを新設して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。ご審議お願いいたします。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門北インターの北約 800m に位置する農地であり、周囲を住宅地で分断された 10ha 未満の広がりのない農地であり、第 2 種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。なお申請地の一部（112-11, 112-117）は農業振興地域内農用地でしたが、平成 30 年 4 月に農業振興地域からの除外申請がなされており、その手続きは完了しております。

事業計画では、太陽光発電パネルを 784 枚設置、175kw の発電出力が見込まれております。

本設備は平成 30 年 6 月に 10 k w 以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けて

おり、四国電力株式会社との電力受給契約も平成 29 年 11 月になされております。

事業計画では、整地・転圧を行い、施設周囲にフェンスを新設して被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号 4 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号 4 番については原案どおり承認することといたします。
以上で議案第 3 号については全てご審議いただきました。
次に『議案第 4 号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 < 4. 報告事項 8 件 >
 ①農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 4 件
 ②農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について(経営基盤法) 3 件
 ③非農地証明願について 1 件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

谷口会長 無いようでございますので、『議案第 5 号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。

柴田委員 太陽光発電の申請をして施工をする業者は、国の認可等は必要なのでしょうか。
それとも誰でもしていいのですか。

事務局長 極論としては誰でもできると思います。商工会議所等も売電工事をしておりますので。

柴田委員 なぜ聞いたかという、設置工事をずさんにされて、周囲に迷惑がかかるというケースも考えられますよね。そういう場合に、どこが責任を持つのかということが

気になりました。

事務局長 施主が責任を持ちます。

柴田委員 その時に、なぜ農業委員会はある業者に判を押したんだといったことを言われたら、それはわかりませんというのでいいですか。

事務局長 転用許可後という話ですね。
基本的には当事者同士の話になると思います。

谷口会長 よろしいでしょうか。
それでは他にございませんか。

事務局係長 事務局からですが、5月から年号が変わりまして、「令和元年」という表記になります。

これから申請が出てきたときに、申請日の日付を書かれている場合、4月30日までは「平成31年」と表記し、5月になっているものは、「令和元年」で提出していただくようにお願いします。

ホームページに載せている様式の方は、いま変更作業を行っています。

●●委員 3ページの申請番号4番についてですが、地番が、「112-196」とありますが、こんなに沢山に分筆されているのでしょうか。あまり見たことないので気になりました。

事務局長 おそらく鳴門北インターチェンジができたときに、山林の区画の調整をした結果だと思います。

事務局係長 すみません、過去の詳しいところまではちょっとわかりませんが。

谷口会長 5ページの申請番号2番の、「15=701」という表記も気になります。

事務局係長 すみません。701というのは地番ではありません。1筆の中で、農地とそうでない所があって分かれているときに使っている、市役所特有のものです。

谷口会長 他にありませんか。
それでは、これを持ちまして平成31年4月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 14時40分

平成31年4月26日

会 長

議事録署名者

議事録署名者